

香川県条例第21号

香川県屋外広告物条例及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

(香川県屋外広告物条例の一部改正)

第1条 香川県屋外広告物条例(昭和40年香川県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第27条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その役員の氏名</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第29条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第27条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)の氏名</p> <p>(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第29条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第27条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>

(浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第2条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年香川県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の拒否等) 第6条 略</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの (6)・(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(登録の拒否等) 第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの (7) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。